

令和3年度事業計画

(はじめに)

北海道の優れた環境を保全し、次の世代に継承していくためには、道民や排出事業者、処理業者、関係団体、行政の各主体がそれぞれの責任と役割を踏まえて連携・協働することで、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成していくことがますます重要となっています。

このため、協会は、今年度も引き続き、産業廃棄物等の適正処理や有効利用を推進することにより不法投棄の未然防止や資源循環を促進し、持続可能な循環型社会の形成と地球環境の保全を図っていくとともに、組織基盤の強化や災害対応に備えた組織体制を構築していくことで、北海道民の公衆衛生の向上に寄与することを目的として、以下の事業を実施することで産業廃棄物業界の健全な発展を図って行きます。

なお、令和3年度事業計画については、昨今の新型コロナウイルス感染拡大による影響も考慮して作成しています。

1 マニフェストの普及啓発、頒布事業

産業廃棄物の適正処理を確保するため、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及啓発、頒布事業を推進する。

2 人材育成のための講習、研修事業

産業廃棄物の適正処理と循環型社会の形成促進を図るため、適正処理に関する正しい知識の普及・啓発とその習得による人材を育成するため、道民や排出事業者、処理業者を対象とした講習会、研修会を開催する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部の事業については開催形態や規模を変更して実施する。

(1) 産業廃棄物処理業許可講習会の実施

処理業者が廃棄物処理法等に規定する確かな知識と技能を得るために、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催する新規及び更新の産業廃棄物処理業許可講習会の開催を協力して実施する。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の実施

廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者として必要な専門知識を習得するために(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催する特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の開催を協力して実施する。

(3) 産業廃棄物処理実務者研修会の実施

1) 基礎コースの実施

排出事業者や処理業者等を対象として、会員その他関係者を含めた基礎的な実務者研修会を、行政機関の協力を得ながら開催する。

なお、受講者には修了証を交付するとともに、(一社)全国土木施工管理技士会連合会が主催する継続学習制度(CPDS)のユニットが与えられるように学習プログラムの認定登録を受ける。

2) 新人コースの実施

排出事業場や処理事業場等に入社して3年目程度の従業員を対象として、産業廃棄物の適正処

理や労働安全衛生等に関する基本的な知識の習得を図ることを目的とした研修会を実施する。

3) 出前講座の実施

会員などが取り組む人材育成事業を支援するため、社内研修、企業グループなどの研修会に講師を派遣する出前講座を実施する。

(4) 適正処理マイスター養成講座の実施

法令解釈や実務に対する理解を深め、産業廃棄物の処理実務に精通した人材を育成するため、一定の資格を有する実務責任者等を対象とした養成講座を実施する。

また、受講者には携帯用のマイスターカードを交付する。

(5) 許可事務説明会の実施

産業廃棄物処理業の許可申請事務が円滑に進むよう、許可制度や事務手続きなどに関する知識を取得するための実務者説明会を実施する。

(6) 産業廃棄物地域別研修会の実施

支部単位で、処理業者、排出事業者その他関係者を対象に、産業廃棄物の適正処理や労働安全衛生等に関する知識を習得するための研修会を、行政機関の協力も得て実施する。

地域の状況に応じて、受講者には、(一社)全国土木施工管理技士会連合会が主催する継続学習制度(CPDS)のユニットが与えられるよう学習プログラムの認定登録を受ける。

(7) セミナー等の実施

産業廃棄物の処理技術の向上や情報の共有化を図るため、部会を中心とした最終処分場の維持管理や中間処理に関するセミナーなどを開催する。

3 産業廃棄物の適正処理に関する相談・助言事業

会員や道民、事業者のほか各種団体等から寄せられる産業廃棄物の適正処理や法令解釈、許可申請事務などの相談・質問・照会に対して、電話やメール、面談などにより、的確で迅速な助言・回答を行う。

(1) 相談体制の整備

協会事務局への相談に的確に対応できるよう、専門研修の受講や各種説明会に参加するなどして職員の専門知識の深化と能力向上を図り、相談体制を充実する。

(2) 産業廃棄物処理に関する相談の実施

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可取得について、技術的・事務的な相談を随時受ける。

相談は、協会事務局職員が対応するほか、必要に応じて外部機関(コンサルタント業界など)の関係者の協力を得て実施する。

4 産業廃棄物の適正処理推進と循環型社会の形成促進及びその広報、普及啓発事業

産業廃棄物の適正処理と循環型社会の形成を進めるとともに、それらについての会員の取組や各種の情報をとりまとめ、会員や道民、事業者、関係団体等に広報、普及啓発する。

(1) 優良化事業の推進

優良な事業者の増加を図るため、優良産廃処理業者認定制度や優良認定を受けるための必要な要件について、関係団体と協働した説明会の開催や情報提供するとともに、協会ホームページを利用して所定の情報が公開できるよう処理業者への支援サービスを充実し、優良産廃処理業者認定制度の推進を図る。

(2) 環境マネジメントシステムの導入促進

産業廃棄物の適正処理を図り適切な社内管理体制を構築するために、ISO環境管理規格、エコアクション21に加え、エコアクション21との相互認証を得た北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）に関する情報を提供しシステム導入の促進を図る。

(3) 労働安全衛生対策の推進

労働災害防止対策を積極的に推進し、会員の安全衛生水準のなお一層の底上げを図るため、(公社)全国産業資源循環連合会と連携し、労働災害防止計画に基づく安全衛生対策を推進する。

また、管理体制の確立を図るため、安全衛生専門委員会において、必要な情報や労働災害事例について取りまとめを行い情報提供するとともにセミナー等を開催して労働安全衛生体制の強化を図る。

(4) 産業廃棄物の適正処理と循環型社会の形成促進に関する情報提供、普及啓発

広報活動を通じて産業廃棄物の適正処理等に関する社会的理解を深めるため、関係機関と連携した啓発イベントの実施、ホームページ等を活用した関連情報の提供などにより普及啓発を推進する。

1) 環境月間（6月）

- ・ 広報媒体を活用した啓発事業の実施
- ・ 不法投棄防止啓発用のぼりの掲出、啓発資材の配布
- ・ 各地域不法処理対策戦略会議と連携した事業
- ・ 各支部における独自の事業を推進

2) 3R推進月間、廃棄物適正処理推進月間（10月）

- ・ 広報媒体を活用した啓発事業の実施
- ・ 北海道、北海道廃棄物処理団体懇話会（(公社)北海道浄化槽協会、北海道環境整備事業協同組合、(一社)北海道環境保全協会及び当協会で構成）と連携した啓発事業の実施
- ・ 不法投棄防止啓発用のぼりの掲出、啓発資材の配布
- ・ 各地域不法処理対策戦略会議と連携した事業の実施
- ・ 各支部における独自の事業の推進

3) 環境イベントへの参加

- ・ 展示ブースへの出展
- ・ 啓発資材、パンフ等の配布

4) 情報提供、各種案内

- ・ 協会が実施または共催、後援する講習会、研修会等の案内
- ・ 関係機関に係るイベントや関連情報の提供

5) 協会ホームページを活用した広報、普及啓発

- ・ ホームページ機能を強化して各種関連情報を提供
- ・ 会員情報システムを利用して会員の情報を提供

(5) 施設維持管理情報の公表

廃棄物処理法に規定する維持管理情報の公表が的確に行われるよう、最終処分場や焼却施設の設置者からの申込みを受け、協会ホームページを活用して毎月の維持管理情報について審査の上、公表する。

(6) 産業廃棄物適正処理に関する説明会、講習会、シンポジウム等への協力・参加

産業廃棄物の適正処理を推進するため、(一社)廃棄物資源循環学会やNPO法人などの関係団体と連携を深めるとともに、関係する説明会や講習会、シンポジウム等開催に協力し参加する。

(7) 産業廃棄物適正処理パンフレット、協会事業概要パンフレットの作成配布

産業廃棄物の適正処理や協会活動についての理解を広めるため、分かりやすいパンフレットを作成し、イベントや啓発活動などを通じて道民や関係者に配付する。

(8) 行政機関、廃棄物関係団体との連携

行政機関や廃棄物関係団体との連携を強化し、情報交換や公益事業を推進する。

1) 不法処理対策戦略会議への参加

北海道廃棄物不法処理対策戦略会議に参画し、関係機関とともに適正処理や不法投棄の防止に係る啓発活動を推進。また、各支部においても、各地域の戦略会議に参加し、同様に取組を推進。

2) 行政機関等との連携

北海道や札幌市、函館市、旭川市の道内3政令市、北海道地方環境事務所、北海道警察、市町村等の関係機関と情報交換するほか、行政機関が実施する審議会や協議会等へ委員を派遣して連携強化を図る。

3) 環境道民会議への参加

環境道民会議に参加し、関係団体と連携して環境に配慮した取組を推進する。

4) 廃棄物関係団体との連携

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団や(公財)日本環境衛生センターなどの廃棄物関係団体と連携し、産業廃棄物の適正処理を推進する。

5 産業廃棄物の適正処理に関する調査・研究事業

(1) 各部会活動の推進

令和2年度の見直しにより設置された新部会の組織体制を確立するとともに、廃棄物処理業における業態ごとの課題等について、自主的な調査研究等を行うため部会毎に設置された運営委員会を開催し、その成果をホームページや研修会、講習会で発表するなどにより、取り組みを通じた部会活動の推進や、関係団体からの関連情報の迅速な提供など、部会活動の活性化を図る。

1) 3部会

医療廃棄物部会

- ・医療廃棄物の適正処理、処理制度に関する調査研究及び成果の活用
- ・全国動向についての情報交換、意見交換、情報提供

収運・中間・建設部会

- ・産業廃棄物処理に係る許可制度に関する調査研究及び成果の活用
- ・産業廃棄物中間処理施設や処理技術に係る調査研究及び成果の活用
- ・産業廃棄物のリサイクルに関する調査研究及び成果の活用
- ・全国動向についての情報交換、意見交換、情報提供

最終処分部会

- ・最終処分に関する調査研究及び処分場管理セミナーの開催等成果の活用
- ・全国動向について情報交換、意見交換、情報提供

2) 青年部会活動の強化

青年層が中心となって、循環型社会の形成を促進する取組のほか、異業種との交流や独自のセミナーの開催などを進めることにより、組織の活性化や次世代の人材育成を図るとも

- に、(公社)全国産業資源循環連合会青年部協議会と連携した活動などに継続して取り組む。
- (2) 産業廃棄物の適正処理等の調査事業に対する協力
(公社)全国産業資源循環連合会や廃棄物関係団体、北海道、その他関係機関、団体からの各種調査へ協力する。
- (3) 各種会議、部会への参加
廃棄物を巡る全国的な状況の把握や他協会との連携、情報交換を進めるため、(公社)全国産業資源循環連合会の各種会議、各部会及び北海道・東北地域協議会の各種会議に参加する。

6 産業廃棄物の不適正処理や不法投棄等による環境負荷を低減する事業

- (1) 災害復旧支援
- 1) 大規模災害の対応
- ・協会と北海道、札幌市、函館市及び旭川市との間で締結した、「災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」に基づいて支援を実施する。
 - ・災害支援に資するため、会員の保有する資機材の抜本調査を行い、結果を北海道などの協定締結行政機関に報告する。
 - ・道外で大規模災害が発生した場合、北海道などと連携して可能な支援について協力する。
- 2) 防災訓練等への参加
- ・国や関係機関が連携して取り組む防災訓練に参加し、災害廃棄物処理に関する対応能力の向上を図る。

7 相互扶助事業

- (1) 表彰事業
各種表彰事業を実施する。
- 1) 協会の実施する表彰
表彰規程に基づき、協会功労者表彰、優良事業所表彰、永年勤続優良従業員表彰を実施するほか、感謝状を贈呈する。
- 2) 他団体の実施する表彰
国や北海道、(公社)全国産業資源循環連合会等が実施する表彰に対して候補者を選定し推薦する。
- (2) 道外施設の視察研修
産業廃棄物の処理技術や事業運営の向上に資するため、道外の先進的な産業廃棄物処理施設や最新の処理技術、優良施設等の視察研修を実施する。
- (3) 会員への情報の提供
- ・会員名簿を広報誌やホームページに掲載する。
 - ・年度替わりに処理業者の許可期限や認定講習会等の日程を案内する。
- (4) 賠償責任保険制度等の普及
(公社)全国産業資源循環連合会が進める産業廃棄物処理施設賠償責任保険及び業務災害補償制度や、協会が独自に取り組む破碎機破損事故専用保険などの情報提供を行いそれら制度への加入促進を図る。

(5) 親睦・交流会の充実

廃棄物処理団体懇話会と連携して新年賀詞交歓会の協働開催や協会ゴルフ同好会による親睦コンペを開催するなどして会員相互の親睦、交流を深める。

(6) 協会機関誌の定期発行

協会の取組や産業廃棄物の適正処理、循環型社会の形成に関する最新の情報提供や制度等の理解を深めてもらうため、協会機関誌を定期的に発行し、会員や道民、北海道・市町村などの行政機関及び各種団体に配布する。

8 産業廃棄物の適正処理を図る関連団体の活動を支援する事業

(1) 廃棄物処理団体懇話会事業への参加

廃棄物処理団体懇話会が実施する、道との情報交換会に参加して、協会の要望や取組みに関する意見交換を行うほか、研修会・新年賀詞交歓会の開催に協力する。

9 その他組織の維持、強化の事業

(1) 総会の開催

定時総会を開催する。

(2) 理事会の開催

業務執行の決定や事業計画及び予算を承認するため、定期的に理事会を開催する。

(3) 常任理事会の開催

理事会に提案する議案その他を協議・調整するため、理事会の開催前、又は必要に応じて常任理事会を開催する。

(4) 三役会議の開催

執行方針に関する諸課題を協議するため、必要に応じて会長、副会長、専務理事による三役会議を開催する。

(5) 支部長会議の開催

各支部の取組みの情報共有や連携を図るため定期的に支部長会議を開催する。

(6) 各委員会の開催

協会の事業運営を円滑に推進するため、適宜各委員会（総務委員会、組織企画委員会、適正処理委員会）を開催し、その結果について理事会や常任理事会へ報告する。

(7) 支部組織の充実

地域活動を推進するため、各支部の組織基盤を強化する。

- ・支部総会、役員会議の開催
- ・行政との意見交換会や地域別研修会の開催
- ・適正処理に関する普及啓発事業
- ・会員の加入促進

(8) 組織の拡大強化、加入促進

廃棄物処理業者や排出事業者など、広く新入会員の加入促進を図り、組織の拡大と強化を進める。

(9) (公社)全国産業資源循環連合会との連携

(公社)全国産業資源循環連合会の総会、理事会などや北海道・東北地域協議会に出席し、連携を強化する。